

令和2年度
鉄道局関係 税制改正概要

令和元年 12 月
国土交通省鉄道局

【法人税関係】

① 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置 ＜土地譲渡益の範囲内で買換資産(貨物鉄道事業用の電気機関車(入換機関車を除く))価額の80%を圧縮記帳＞	…1
---	----

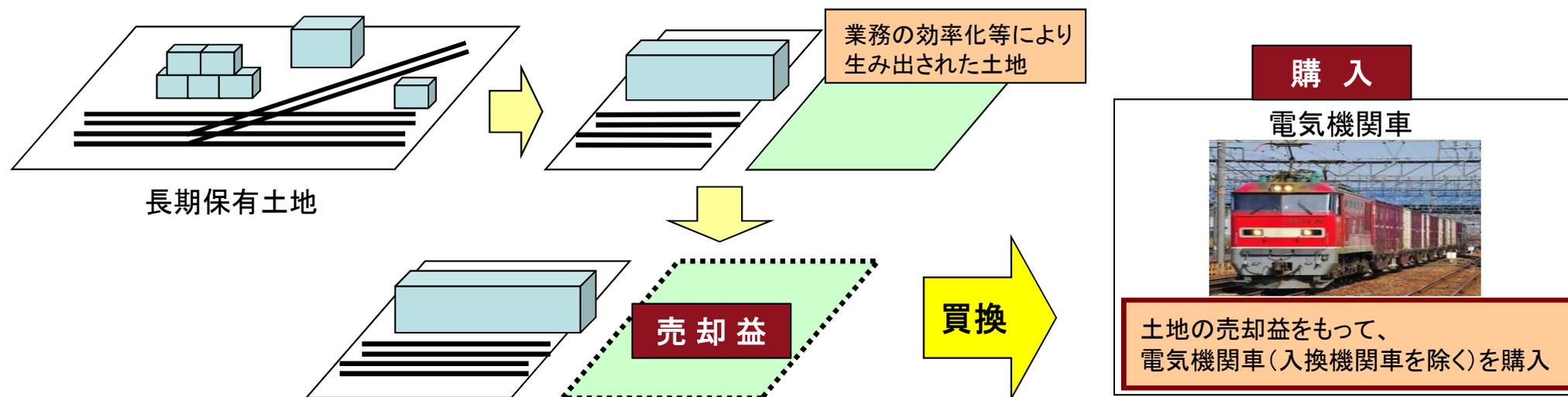
【固定資産税関係】

② JR貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の延長 ＜JR貨物が国鉄から承継した車両を更新するために新造した機関車の課税標準を5年間3/5に軽減＞	…2
③ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長 ＜再構築事業を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金等を受けて整備した安全性の向上に資する償却資産等について、課税標準を5年間1/4に軽減＞	…3
④ 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の延長 ＜ホームドア、エレベーター及びその設置に係る家屋及び償却資産について、課税標準を5年間2/3に軽減＞	…4
⑤ 首都直下・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長 ＜首都直下・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設について、課税標準を5年間2/3に軽減＞	…5

長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置 (法人税)

施策の背景

- 鉄道貨物輸送の大部分を担っているJR貨物については、国鉄の分割・民営化以前に更新投資がほとんど行われなかったこと等から、老朽化車両の取替え等を進めることが喫緊の課題となっている。
- 環境対策、エネルギー対策の観点から重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のため、モーダルシフトに資する機関車の導入を促進する。



要望の概要

特例措置の内容

【法人税】

土地譲渡益の範囲内で買換資産(貨物鉄道事業用の電気機関車(入換機関車を除く))価額の80%を圧縮記帳

結果

令和4年9月までに取得する買換資産(電気機関車)について適用(経過措置)

JR貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

JR貨物が取得する機関車に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽機関車は、依然、機関車全体の約3割を占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモーダルシフトを推進することによりCO2排出量の削減を図るためには、大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車への更新を推進する必要がある。

【JR貨物の機関車の車両数の推移】

	H10.4 現在	H31.4 現在
旧国鉄承継機関車	793(90%)	154(28%)
JR貨物取得機関車	87(10%)	399(72%)
計	880(100%)	553(100%)

鉄道貨物輸送の効率化のため、高性能機関車の導入が必要不可欠



最高速度：95km/h
最高出力：1,147kw



最高速度：110km/h
最高出力：1,920kw

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】JR貨物が国鉄から承継した老朽車両を更新するために新造した大量牽引・高速走行が可能な高性能機関車の課税標準を5年間3/5に軽減

結果

現行の措置を一部見直した上※で、2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

※国鉄から承継した未更新の機関車に代替して新造する高性能機関車の内、電気機関車を除外

鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。

施策の背景

- 地域鉄道を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。
- こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により鉄道事業再構築事業を創設し、創意工夫をして鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の再構築を推進してきたところであり、本特例措置が必要不可欠である。

<本特例の適用対象の前提となる予算措置>

■ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ※

◀ 補助対象設備 ▶

- ・ 線路設備、電路設備、停車場設備 等

■ インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ※

◀ 補助対象設備 ▶

- ・ 車両設備(インバウンド対応のものに限る)

※ 補助率は、1/3または1/2

地域公共交通活性化再生法に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち、財政状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について補助率1/2等

線路設備

(軌道改良(PCまくら木化))



電路設備

(自動列車停止装置(ATS))



車両の更新



要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

地域鉄道の輸送の維持・活性化のため、鉄道事業再構築事業(自治体が鉄道用地を保有する等の事業構造の変更)を実施する鉄道事業者が、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金等を受けて整備した安全性の向上に資する償却資産等について、課税標準を5年間1/4に軽減

結果

現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。

鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置について1年間延長する。

施策の背景

- 高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針】(平成23年3月31日)

1日当たりの利用者数3,000人以上の原則全ての鉄軌道駅
〈目標年度:2020年度〉

- エレベーター等を設置することを始めとした段差の解消
- ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備等

【交通政策基本計画】(平成27年2月13日閣議決定)

大都市等において、高齢者や障害者、妊産婦等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、ホームドアの設置やベビーカーの利用環境改善等、必要な対策を深化特に、視覚障害者団体からの要望が高い鉄道駅及び1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄道駅について、「移動円滑化の促進に関する基本方針」に則り、ホームドア又は内方線付きJIS規格化点状ブロックによる転落防止設備の優先的な整備

〈ホームドアの設置数〉
2013年度 583駅 → 2020年度 約800駅

- 公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるが、償却資産に対する固定資産税などを減額することにより、施設等の取得に伴う負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を5年間2/3に軽減

- 鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産
 - ・1日あたり利用者数10万人以上の駅
 - ・1日あたり利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅
 - ・バリアフリー法に基づく基本構想に位置付けられた駅
- 鉄道事業者等が取得した「エレベーター」及びその設置に係る家屋及び償却資産
 - ・1日あたり利用者数3千人以上の駅



結果

現行の措置を1年間(令和2年4月1日～令和3年3月31日)延長する。

首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)

首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

施策の背景

○首都直下地震・南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度等の観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっているため、平成25年4月に耐震補強の実施について努力義務を課す省令を施行し、平成29年度を目標年度として耐震化を促進してきたところである。しかしながら、関係者協議の難航等の事情により、平成29年度末の時点で耐震補強が完了しないものが一部残ることとなったため、目標年度を令和4年度まで延長することとなった。

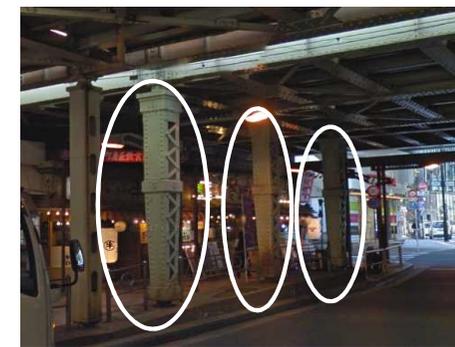
緊急輸送道路と交差・並走する橋梁等

- ・緊急輸送道路と交差・並走する箇所については、目標期限を設け、計画的に耐震対策を実施。



ロッキング橋脚を有する橋梁

- ・熊本地震において、ロッキング橋脚を有する道路橋が倒壊する被害が発生。
- ・鉄道橋においても、大地震時に落橋に至る可能性があるため耐震対策を実施。



要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】課税標準を5年間2/3に軽減

対象施設

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における以下の施設

- ・緊急輸送道路と交差・並走する線区における橋梁、高架橋、トンネル
- ・片道断面輸送量1日1万人以上の線区におけるロッキング橋脚を有する橋梁

結果

現行の措置を2年間延長する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日)